

平成 25 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案（別冊）

奈良市

目 次

奈良市議案第 33 号	奈良市職員倫理条例の制定について……………	1
〃 第 34 号	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について…	4
〃 第 35 号	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正につ いて……………	7
〃 第 36 号	奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例の制定につい て……………	11
〃 第 37 号	奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について…	12

奈良市職員倫理条例の制定について

奈良市職員倫理条例を次のように制定しようとする。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、職員が全体の奉仕者であつてその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の倫理の保持に資するため必要な措置を講じることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もつて公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職（教育長を除く。）に属する奈良市職員をいう。
- (2) 任命権者 法第6条に規定する任命権者（同条第2項の規定により権限を委任された者を含む。）をいう。
- (3) 管理職員 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第22条及び奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）第4条に定める管理職手当の支給を受ける職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により市町村等へ派遣されている者及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項に規定する法人等（これらの法人等に準じるものとして任命権者が別に定める法人等を含む。）に派遣されている者のうち、任命権者がこれらの者に相当する者として別に定める者を含む。）をいう。

(職員が遵守すべき倫理原則)

第3条 職員は、市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

4 職員は、職務の遂行に当たっては、常に適正な事務の処理に努めるとともに、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

5 職員は、勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(職員の倫理の保持に関する状況等の公表)

第4条 市長は、毎年、職員の倫理の保持に関する状況及び職員の倫理の保持に関して講じた施策について公表しなければならない。

(任命権者の責務)

第5条 任命権者は、職員の倫理の保持に資するため、研修その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理職員の責務)

第6条 管理職員は、率先垂範して服務規律の確保を図るとともに、部下職員の公正な服務の確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

(職員倫理規則)

第7条 市長は、第3条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。この場合において、職員倫理規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他市民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し、職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

(倫理監督者の設置等)

第8条 職員の倫理の保持を図るため、倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、職員の倫理の保持に関する事項について、指導及び助言その他必要な

措置を行う。

- 3 倫理監督者は、職員がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、当該行為に関し調査を行うものとする。
- 4 倫理監督者は、前項の調査が終了したときは、任命権者に対し、遅滞なくその結果を報告する。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「15,000円」を「14,000円」に改める。

別表第1教育委員会の項中

月額 247,000円	を	月額 150,000円	に改め、
月額 150,000円		日額 14,000円	

同表監査委員の項中

月額 47,000円	を	日額 14,000円	に改め、
月額 247,000円		日額 21,000円	

同表選挙管理委員会の項中

月額 95,000円	を	日額 21,000円	に改め、
月額 61,000円		日額 14,000円	

同表公平委員会の項中

月額 82,000円	を	日額 21,000円	に改め、
月額 56,000円		日額 14,000円	

同表固定資産評価審査委員会の委員の項中

日額 14,500円	を	日額 14,000円	に改め、
------------	---	------------	------

同表国民健康保険運営協議会の項中

日額 15,000円	を	日額 14,000円	に改め、
------------	---	------------	------

同表介護給付費等の支給に関する審査会の委員の項中

「日額 15,000円」を「日額 14,000円」に改める。

別表第1備考中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 選挙管理委員会及び公平委員会の委員長並びに監査委員のうち識見を有する者のうちから選任された者の報酬額については、その者の勤務時間が1時間以上の場合には当該額とし、1時間未満の場合は7,000円とする。
- 2 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の委員並びに監査委員のうち議会の議員のうちから選任された者の報酬額については、その者の勤務時間が1時間以上の場合には当該額とし、1時間未満の場合は5,000円とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(参考)

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

第5条 第2条に定める職員以外の非常勤の特別職の職員に支給する報酬の額は、同条に定める職員との権衡を考慮し、月額にあつては450,000円を、日額にあつては15,000円を、時間額にあつては1,500円をそれぞれ超えない範囲内において、当該職員の職務等に応じて市長が定める。

別表第1（第2条・第3条関係）

支 給 区 分		報 酬 額
教育委員会	委 員 長	月 額 247,000 円
	委 員	月 額 150,000 円
監 査 委 員	議会の議員のうちから選任された者	月 額 47,000 円
	識見を有する者の中から選任された者	月 額 247,000 円
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 95,000 円
	委 員	月 額 61,000 円
	補 充 員	(略)
公平委員会	委 員 長	月 額 82,000 円
	委 員	月 額 56,000 円
固定資産評価審査委員会の委員		日 額 14,500 円
国民健康保険	議会の議員である委員	(略)
運営協議会	その他の委員	日 額 15,000 円
介護給付費等の支給に関する審査会の委員		日 額 15,000 円

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

(退職手当の特例)

12 当分の間、市長等の退職手当の基本額に関する第7条第3項の規定の適用については、同項第1号中「100分の60」とあるのは「100分の50」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の34」とする。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

(退職手当の特例)

7 当分の間、教育長の退職手当の基本額に関する第6条第3項の規定の適用については、同項中「100分の28」とあるのは、「100分の24」とする。

(奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

(退職手当の特例)

- 6 当分の間、監査委員の退職手当の基本額に関する第7条第3項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の21」とする。

(奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（昭和41年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

(退職手当の特例)

- 7 当分の間、管理者の退職手当の基本額に関する第6条第3項の規定の適用については、同項中「100分の28」とあるのは、「100分の24」とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(参考)

奈良市特別職の職員の給与に関する条例（抄）

附 則

- 9 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、市長等の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条及び第7条第3項の規定を適用する場合における市長等の給料月額は同表に規定する額と、第6条の規定を適用する場合における市長等の給料月額は同表に規定する額から同表に規定する額にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。

教育長の給与、勤務時間その他の 勤務条件に関する条例（抄）

附 則

（給料月額の特例）

- 5 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、教育長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条及び第6条第3項の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例（抄）

附 則

（給料月額の特例）

- 4 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、監査委員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条及び第7条第3項の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。

奈良市水道事業の管理者の給与に関する条例（抄）

附 則

（給料月額の特例）

- 5 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、管理者の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条及び第6条第3項の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。

奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例の制定について

奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例を次のように制定しようとする。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の退職手当の特例について定めるものとする。

(教育長の退職手当の特例)

第2条 平成25年4月1日において教育長の職にある者の同日を含む任期に係る退職手当は、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和45年奈良市条例第8号）第6条の規定にかかわらず、これを支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「20年以上」及び「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第13条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)を除く。)」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第8項」とする。

附則第9項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成16年奈良市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「44年」を「42年」に改める。

第3条 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「退職手当の額が」を「額(当該勤続期間が43年又は44年の

者であつて、傷病若しくは死亡によらず、その者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条例(以下この項において「新退職手当条例」という。)附則第8項(新退職手当条例附則第10項及び第2条の規定による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項においてその例による場合を含む。)及び第9項の規定の適用については、新退職手当条例附則第8項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」(その者の非違によることなく勸奨を受けて退職したものであつて任命権者が市長の承認を得たものにあっては「100分の104」)と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第3条の規定による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」(その者の非違によることなく勸奨を受けて退職したものであつて任命権者が市長の承認を得たものにあっては「100分の104」)と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」(その者の非違によることなく勸奨を受けて退職したものであつて任命権者が市長の承認を得たものにあっては「104分の104」)と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

(参考)

奈良市職員の退職手当に関する条例（抄）

附 則

- 8 当分の間、20年以上35年以下（附則第11項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満）の期間勤続して退職した者（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第13条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第11項の規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。
- 9 当分の間、36年の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成16年奈良市条例第10号）（抄）

附 則

- 3 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で奈良市職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正 する条例（平成18年奈良市条例第16号）（抄）

附 則

（経過措置）

第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の奈良市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の奈良市職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第7条及び附則第8項から第10項まで並びに附則第7条の規定による改正前の奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成16年奈良市条例第10号。以下この条及び次条において「条例第10号」という。）附則第3項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第7条の5まで及び附則第8項から第10項まで、附則第4条、附則第5条並びに附則第7条の規定による改正後の条例第10号附則第3項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

